

# 答 申 書

市民に親しまれる神戸震災復興記念公園について

=震災復興記念公園における市民参画のありかた、

どのような公園にしていくべきか。=

平成 13 年 11 月

神戸市公園緑地審議会

平成 13 年 11 月 5 日

神戸市長 笹山 幸俊 様

神戸市公園緑地審議会

会長 近藤 公夫

市民に親しまれる神戸震災復興記念公園について

＝震災復興記念公園における市民参画のありかた、

どのような公園にしていくべきか。＝

(答 申)

平成 13 年 4 月 16 日に諮問を受けた、市民に親しまれる神戸震災復興記念公園について＝震災復興記念公園における市民参画のありかた、どのような公園にしていくべきか。＝、本審議会は慎重な審議を重ねてまいりましたが、その結果をつぎのとおり答申します。

---

## 目 次

1. 基本理念 .....	1
2. 公園づくりのテーマ .....	3
3. 公園の実現に向けて .....	5
(1) 計画地周辺について .....	5
(2) 市民参画に関する事 .....	6
(3) 段階的な計画に関する事 .....	7
4. 図面等 .....	8
<参考資料> .....	22
1. 神戸市公園緑地審議会規則 .....	23
2. 神戸市公園緑地審議会公開傍聴要領 .....	25
3. 諮問書 .....	27
4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿 .....	28
5. 審議経過 .....	29

---

## 1. 基本理念

神戸市は平成7年(1995年)1月17日、阪神・淡路大震災の災害を受けた。その経験や教訓は後世の人々に継承しなければならない。このため大震災を経験した都市の特別な意義をもつ事業として「(仮称)神戸震災復興記念公園」を計画する。

大震災にあたり全国そして世界各地からいただいた多くのご支援やボランティアの方々によって市民は癒され、励まされた。その感謝として市民主体の「KOBE 2001 ひと・まち・みらい」が開催されたが、ここに示された市民・企業・行政の協働を将来のまちづくりにつなぎ、その精神を大きく育てるシンボルの構築が必要である。

そのため、大震災に大きな役割を果たした緑やオープンスペース、春にさきがけて新しい芽生えや花々を見せた草木が人々に与えた復興への勇気、震災から今日まで生長を続ける緑に注目し、市民を中心とする協働の精神が大きく育ち、神戸のまちが復興から発展へと前進する姿を、木々の生長とともに見つめてゆく事業として、市民が主体となって、考え、つくり、育て、慈しむ「みなとのもり公園」を神戸震災復興の記念事業とする。



---

## 「みなとのもり公園」における「もり」とは

2002年、神戸は六甲植林百周年を迎える。荒廃した山を今日の緑によみがえらせた先人達の努力を引継ぎ、神戸が21世紀も「緑豊かな都市」でありつづけるという「緑生都市」構想がある。

本公園もその構想の一環に位置づけられ、神戸の中心市街地で「新たに生まれる貴重な緑の空間」としての「もり」は、国際港都として発展してきた神戸の近代史を象徴する「みなと」に立地する特性をいかし、「日当たりのよい芝生や木立、池の水辺、子供たちが遊び、人々が思い思いに憩い、くつろぎ、集うような緑地」を指すものである。

---

## 2. 公園づくりのテーマ

### ①阪神・淡路大震災すべてのシンボルとしていく

- 本公園の位置する三ノ宮地区は、阪神・淡路大震災における淡路から神戸・伊丹に至る激震区域を結ぶラインの上に位置する。
- 被災地域には、慰霊碑や記念碑などさまざまな震災モニュメントが設置されているが、計画地周辺には「神戸港震災メモリアルパーク」や東遊園地の「慰霊と復興のモニュメント」などもあり、これらの施設とともに、被災の中心において、阪神・淡路大震災すべてのシンボルとなる公園としていく。

※図-1,-2 参照

### ②未来の神戸におけるまちづくりの契機となるプロジェクトとしていく

- 計画地は、明治の半ばに神戸港発着貨物の取扱いのために開業され、神戸の近代史を象徴する海の玄関であった JR 貨物神戸港駅跡に位置し、都心部に残された貴重な空間でもある。周囲も神戸税関や国際航路の玄関であった新港第4突堤など、歴史的なアイデンティティを持った地域である。
- 本公園は、六甲山・新神戸から三ノ宮を経てポートアイランドへ至る中央都市軸の中心に位置し、山と海に抱かれ育ってきた国際港都として神戸の都心再生の要衝である。
- また、ハーバーランドから東部新都心（HAT 神戸）に至る臨海部は、「なぎさ海道」の一部として広域的なシンボルとなる重要拠点に位置づけられている。したがって、このプロジェクトは未来の神戸のまちづくりに先導的な意義を持つ公園とする。

※図-3,-4,-5,-7 参照

### ③市民の活動の場としていく

- 関東大震災では、防災的な機能に着目し、公園の系統的な整備が具体化された。阪神・淡路大震災では、これに加えてボランティア活動や災害に備える市民活動の大切さを学んだ。そのため、本公園を日常的にはボランティアなどさまざまな活動の拠点とするとともに、災害時には支援・救援など市民活動の中心となる場とする。

※図-6,-10 参照

---

#### ④災害に備える場としていく

- 神戸は被災都市として日常から防災にかかわる普及・啓発等、情報発信に努め、この公園を周辺都市で起きた災害の救援にも貢献できる場としていく。
- 本公園は、「神戸市地域防災計画」で防災中枢拠点とされた神戸市役所・東遊園地に隣接しており、これらの機能を補完する場としていく。
- 阪神・淡路大震災では、水や緑が災害に強いことが見直されたが、本公園は、都心の海岸低地に立地することから、地震・高潮をはじめとする多様な災害に配慮しなければならない。

※図-11 参照

#### ⑤神戸の中心に「もり」をつくる

- 神戸は六甲山を背後に控え、豊かな緑をもった街である。しかしながら一方では、東西に細長く高度な土地利用が進み、歴史のある豊かな緑が十分ではなく、特に海辺には緑が少ない。
- 「緑生都市」神戸は、市街地の3割を緑化目標としている。都市緑化は、ヒートアイランド現象の緩和や生物の多様性効果など、環境共生の問題に重要な役割を担っているが、中心業務地域である中央区では緑地の現状がおおむね1割程度であり、市街地の中心に「市民が主体となって、考え、つくり、育て、慈しむ、みなとのもり公園」をつくることは、緑とオープンスペースが持つ総合的な癒し、やすらぎだけではなく、神戸の環境改善にも重要である。
- 「もり」づくりは、50年、100年かかるものであり、市民・企業、行政の協働が不可欠である。本公園は、市民参画による「もり」づくりを推進していく場としていく。
- 神戸が営々として築き上げてきた協働のまちづくりの歴史を発展させ、この「みなとのもり公園」に集うすべての人々の慈しみの心を育てていく公園とする。

※図-6 参照

---

## 3. 公園の実現に向けて

### (1) 計画地周辺について

#### ①こうべ「慰霊と復興ゾーン」

- メリケンパークの「神戸港震災メモリアルパーク」、東遊園地の「慰霊と復興のモニュメント」及び東部新都心（HAT神戸）の「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」と連携していくことが必要である。特に「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」は震災を伝えていくとともに、「いのち」をテーマにしており、より充実した施設になるよう、事業主体の兵庫県と十分調整を行うことが大切である。

※図-3 参照

#### ②東遊園地・フラワーロード

- 東遊園地・フラワーロードは、明治の初めに居留地が誕生した時に生まれた神戸の近代史を象徴する施設であり、本公園に至るメインのルートとなる。
- 東遊園地の「慰霊と復興のモニュメント」は、神戸市における慰霊の中心である。また、公園の利用形態や地域防災の上でも本公園は、それぞれの機能を分担しながら一体となった整備を行っていく。

※図-3,-8 参照

#### ③三ノ宮地区（アクセスなど）

- 東遊園地・フラワーロードからのアクセスに加えて、三ノ宮から本公園周辺地域へのアクセスルートは、本公園や地域全体の活性化を図る上でも重要である。
- また、三ノ宮南地区のまちづくりとの連携による環境の改善を図るためには、市民参画などとともに、貿易センタービル西側の交差点に面したゲートを魅力あるものとしていかしていかなければならない。
- 高架道路の柱や桁下の修景も地域や公園景観に大切となるため、今後、関係機関と調整を図りながら、市民のアイデア募集や、デザインコンペなども含めて良好な景観形成に取り組んでいく必要がある。
- また、長期的には、周辺の歴史や環境に十分配慮した景観の創造や復元のため、高架道路についても、国道、阪神高速、港湾道路、新交通などとも情報交換等に努めることが大切である。

※図-8,-9,-10 参照

---

#### ④海へのつながり

- 港湾環境整備事業による新港第4突堤部分における公園整備(約4.7ha)は、海への広がり、つながりを通じて「みなとのもり公園」を実現するために、早期の事業着手に向けた努力を行う必要がある。
- 特に、アクセスの改善についても、魅力あふれるものにしていくよう、市の港湾部分との連携をより一層深めることが大切である。

※図-10 参照

## (2) 市民参画に関すること

### ①公園づくりの段階からの市民参画

- 整備開始までに本公園について考える会などを実施。
- 公園愛称の公募を実施。
- 市民からのアイデアコンペや小中学生など子供たちからの「公園への夢」募集や意見調査などを実施。
- 市民による公園計画サポーターの組織づくり。
- 記念植樹や広場づくりワークショップなど参加型作業を取り入れる。

※図-10 参照

### ②管理・運営の段階での市民参画

- 管理・運営ワークショップ等を開催。
- 花みどり市民ネットワークや各種ボランティア団体の参画と連携を図り、公園管理・運営サポーターの組織づくり。
- 花壇づくりなど日常的な公園の維持活動への場づくり。
- 連携の拠点づくりやイベント等の開催・支援を図る。
- 行政と市民サポーター組織間の意見交換により、利用の促進や公園の活性化とにぎわいづくりを図る。
- 企業市民の参加を積極的に図り、公園と地域の活性化を促していく。

※図-10 参照

---

### (3) 段階的な計画に関すること

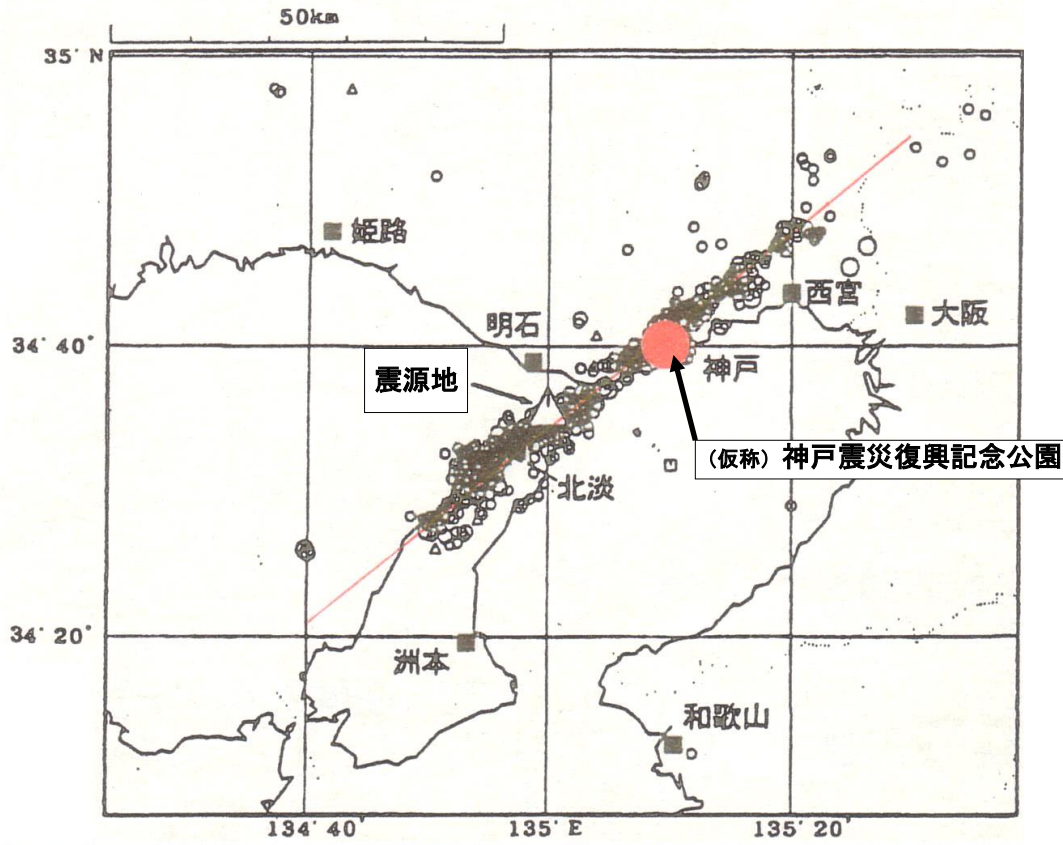
- 長期的な展望にたち、三ノ宮南地区、JR 貨物神戸港駅残用地、東部新都心 (HAT 神戸) など周辺環境への連携・一体化に配慮が必要である。
- 今回の計画には、平成 15 年 (2003 年) 後半の JR 貨物神戸港駅の廃止時期、震災 10 周年となる平成 17 年 (2005 年) 1 月 17 日の一部オープンなど節目となる日時が存在し、各ステージに向けた十分な調整が求められる。
- 「みなとのもり公園」は、50 年、100 年をかけて、発展、育てていくものである。
- 平成 17 年 (2005 年) の一部オープンから平成 22 年 (2010 年) までの期間に、「みなとのもり公園」づくりへの市民参加の仕組みづくりを形成していく必要がある。

※図-10 参照

## 4. 図面等

■図 - 1：震度分布図（大阪管区気象台による 期間：1995年1月17日 05：46（本震）～1月25日24：00）

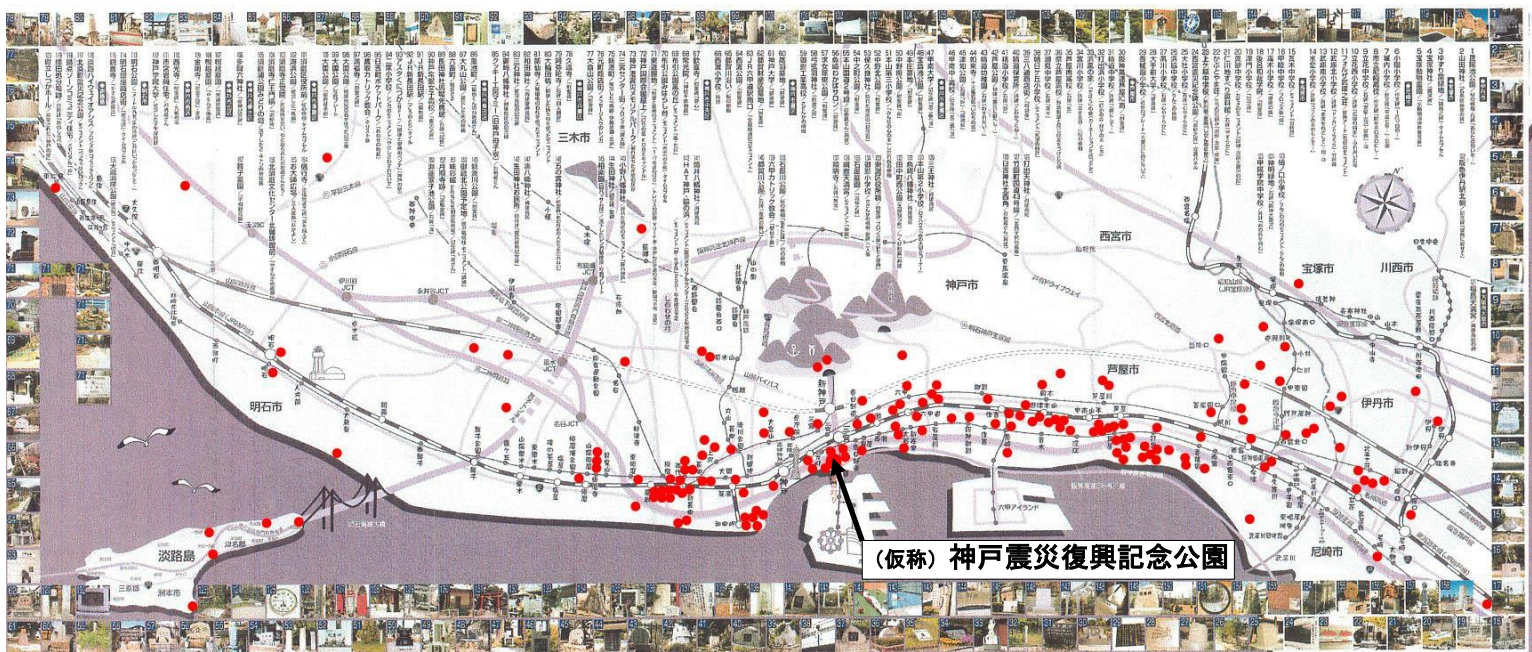
○本公園が位置する三ノ宮地区は、阪神・淡路大震災における淡路から神戸・伊丹に至る激震区域を結ぶライン上にある。



※出典：大阪管区気象台

■図 - 2：震災モニュメントマップ

○図中赤丸印は、被災地域に設置されている震災モニュメントの位置を示す。

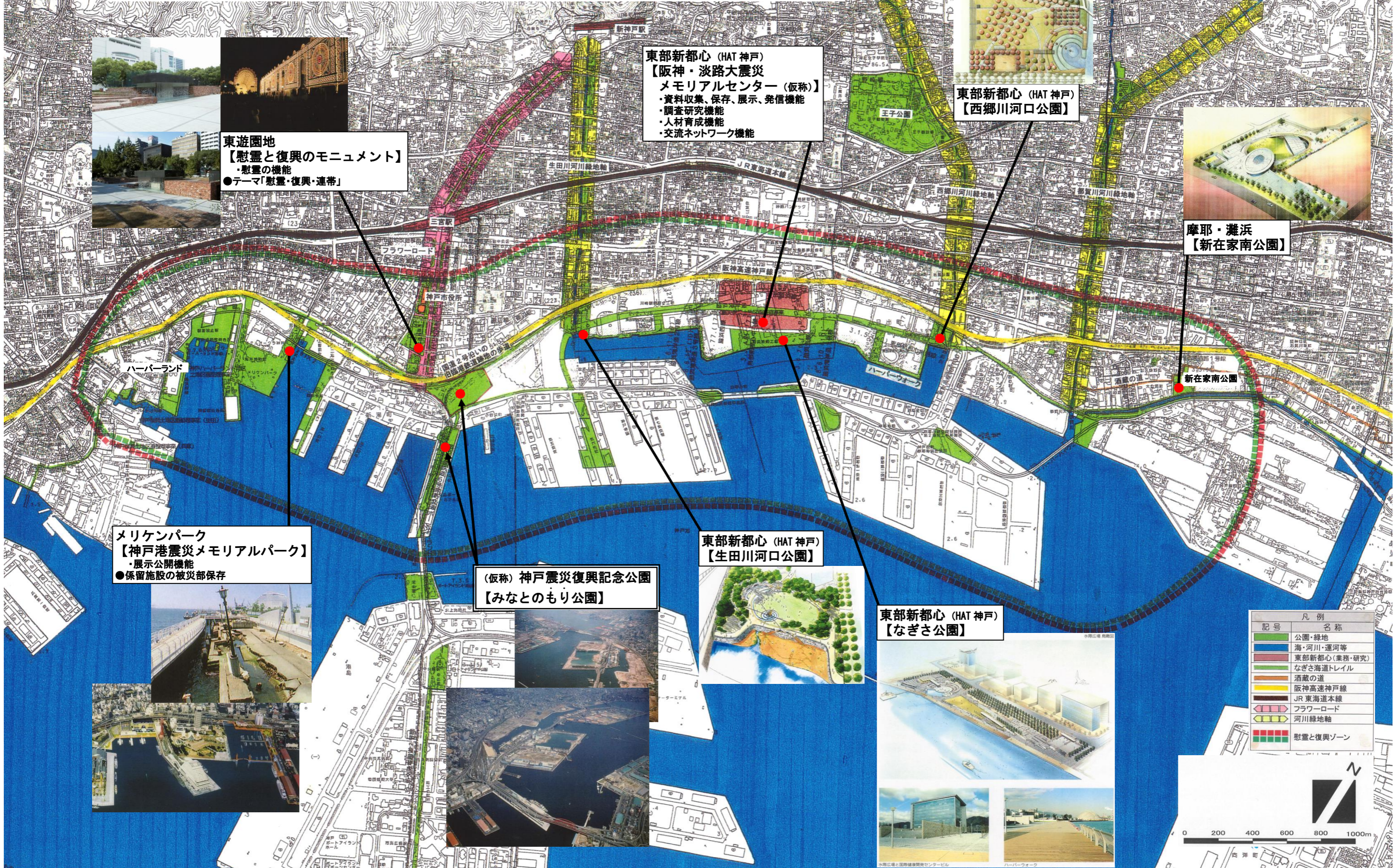


※出典：震災モニュメントマップ 2001 震災モニュメントマップ作成委員会 神戸オール出版印刷 (株)



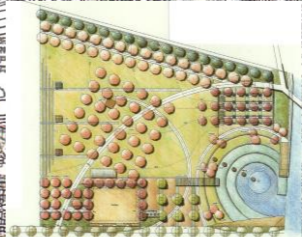
### ■ 図 - 3 : こうべ「慰霊と復興ゾーン」

○ハーバーランドからメリケンパーク、本公園から東部新都心 (HAT 神戸)、摩耶・灘浜におけるウォーターフロントには、メリケンパークの「神戸港震災メモリアルパーク」、東遊園地の「慰霊と復興のモニュメント」及び東部新都心 (HAT 神戸) の「阪神・淡路大震災メモリアルセンター (仮称)」などがあり、本公園の計画にあたっては、これらの施設との連携が重要である。

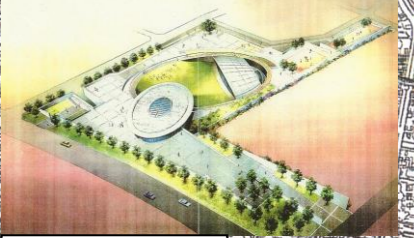


**東遊園地**  
【慰霊と復興のモニュメント】  
・慰霊の機能  
●テーマ「慰霊・復興・連帯」

**東部新都心 (HAT 神戸)**  
【阪神・淡路大震災メモリアルセンター (仮称)】  
・資料収集、保存、展示、発信機能  
・調査研究機能  
・人材育成機能  
・交流ネットワーク機能

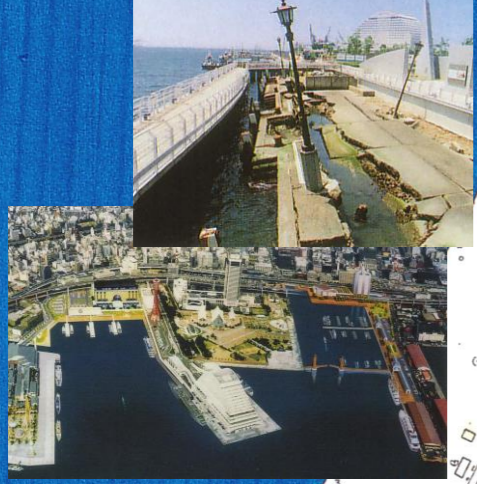


**東部新都心 (HAT 神戸)**  
【西郷川河口公園】



**摩耶・灘浜**  
【新在家南公園】

**メリケンパーク**  
【神戸港震災メモリアルパーク】  
・展示公開機能  
●係留施設の被災部保存



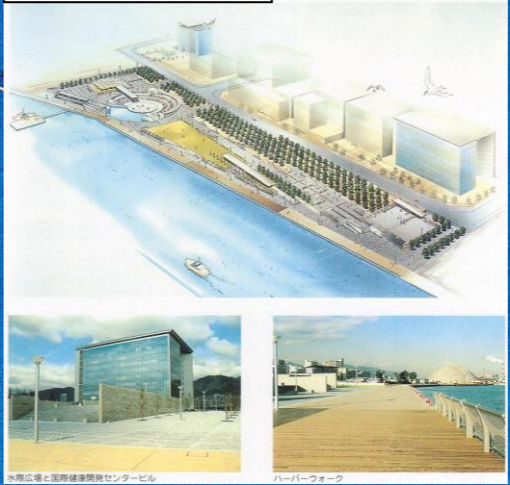
(仮称) 神戸震災復興記念公園  
【みなとのもり公園】



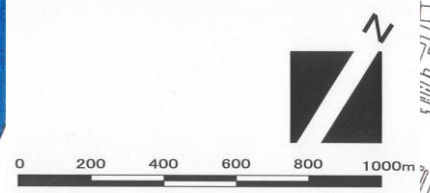
**東部新都心 (HAT 神戸)**  
【生田川河口公園】



**東部新都心 (HAT 神戸)**  
【なぎさ公園】



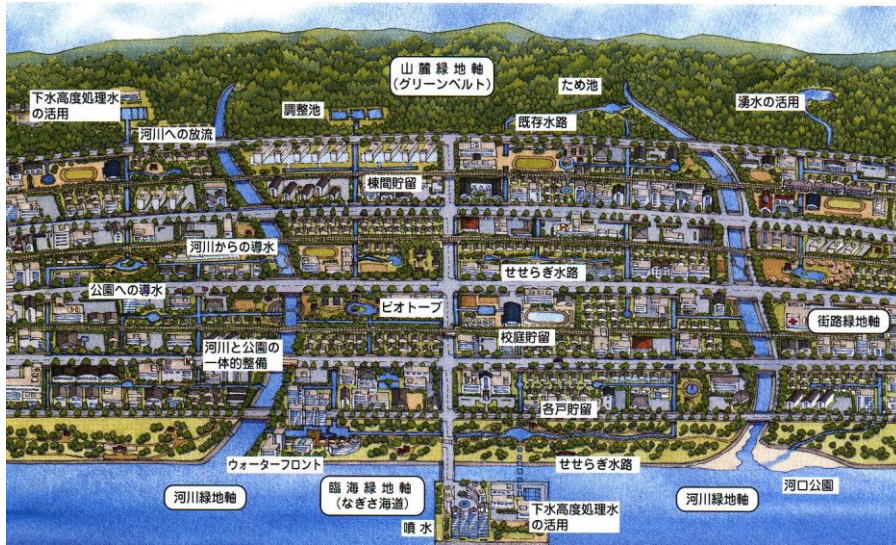
記号	凡例	名称
■	公園・緑地	公園・緑地
■	海・河川・運河等	海・河川・運河等
■	東部新都心(業務・研究)	東部新都心(業務・研究)
■	なぎさ海道トレイル	なぎさ海道トレイル
■	酒蔵の道	酒蔵の道
■	阪神高速神戸線	阪神高速神戸線
■	JR 東海道本線	JR 東海道本線
■	フラワーロード	フラワーロード
■	河川緑地軸	河川緑地軸
■	慰霊と復興ゾーン	慰霊と復興ゾーン





■図 - 4 : 水とみどりのネットワーク整備イメージ

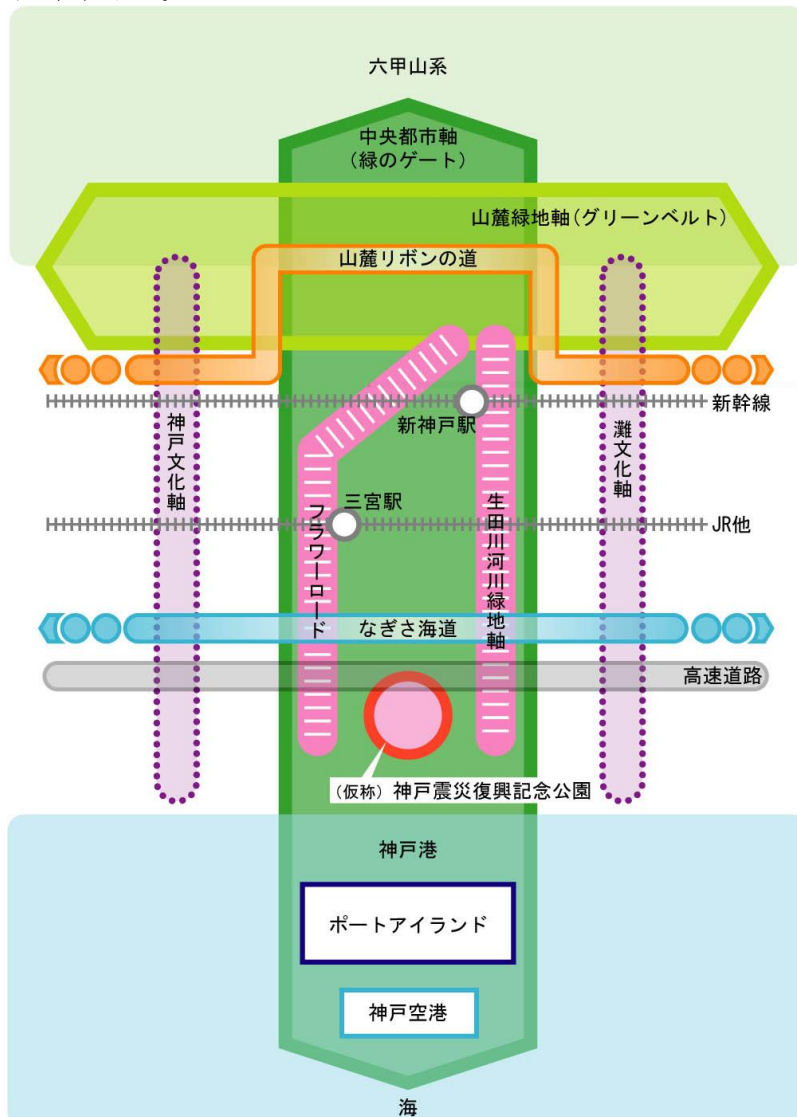
○神戸市では、快適で災害に強いまちづくりをめざして、山や海の自然を市街地に引き込む「水とみどりのネットワーク」づくりを推進している。



※出典：水とみどりのまちづくり 神戸市建設局下水道河川部河川課

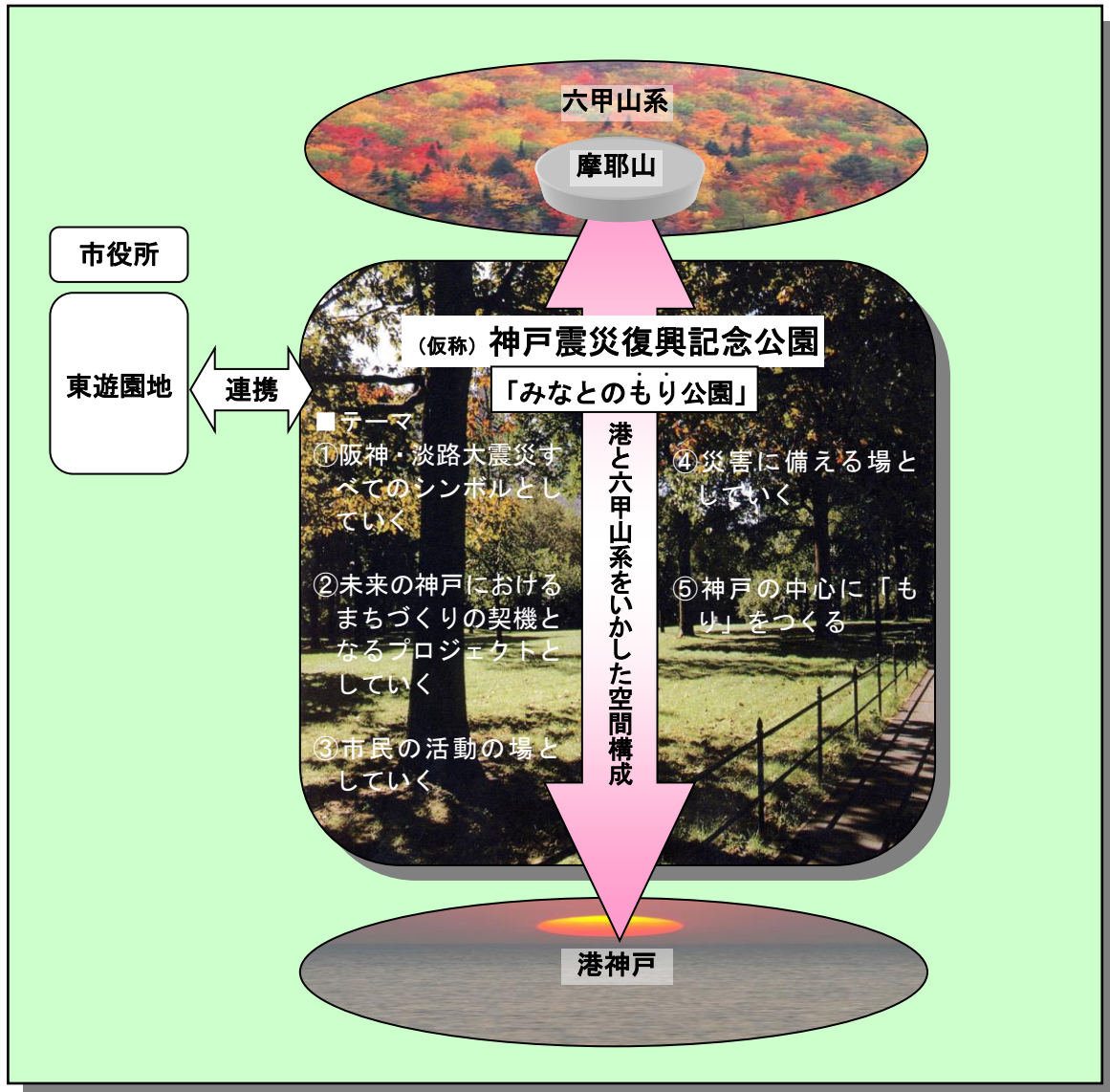
■図 - 5 : 水とみどりのネットワーク及び都市軸から見た本公園の位置づけ

○山と海が近い地形をいかした水とみどりのネットワーク及び都市軸から見た本公園は、六甲山・新神戸から三ノ宮を経てポートアイランドへ至る中央都市軸の中心に位置し、山と海に抱かれ育ってきた神戸の都心臨海部に位置する。



■図 - 6 : 「みなとのもり公園」概念図

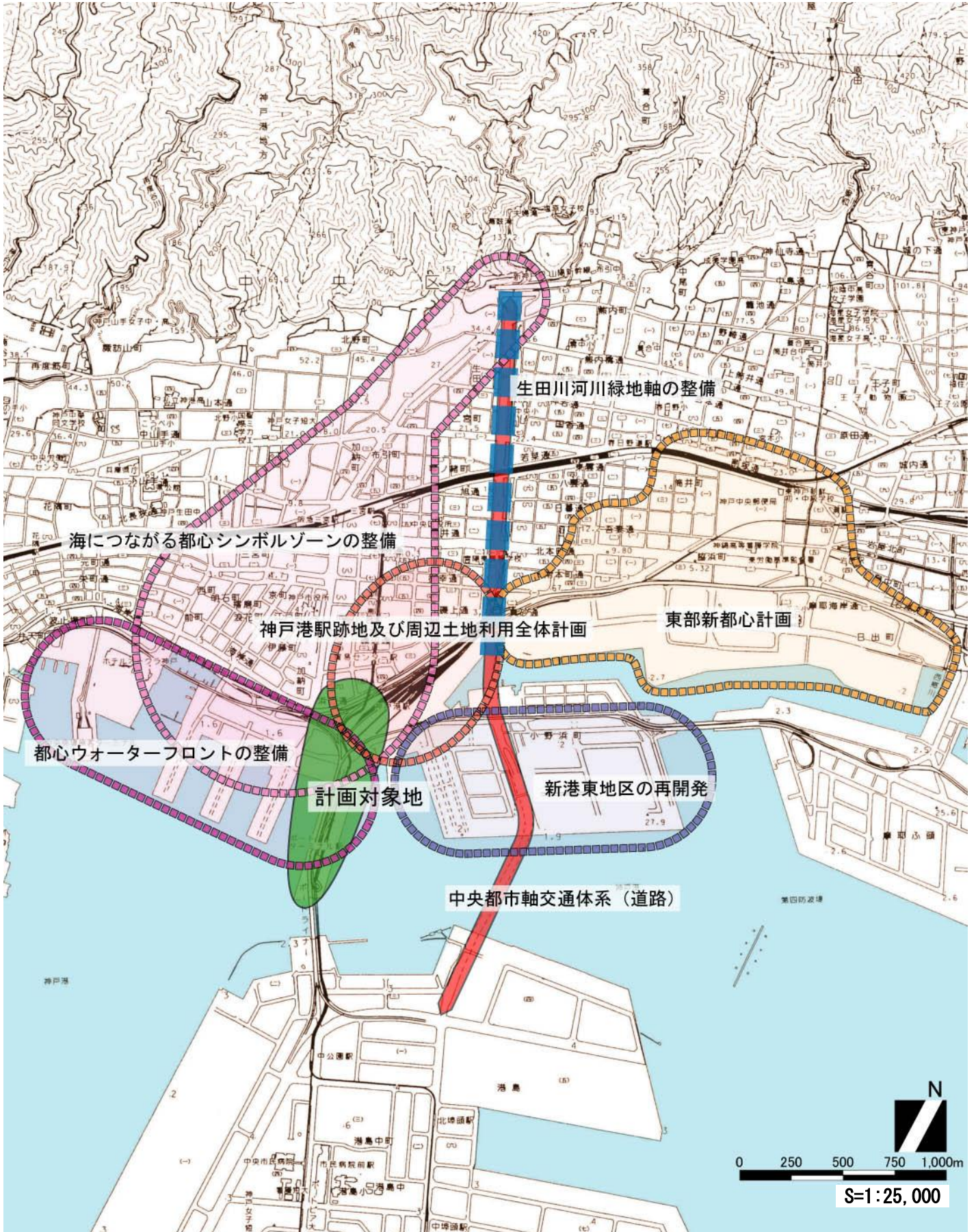
○本公園における「もり」は、「日当たりのよい芝生や木立、池の水辺、子供たちが遊び、人々が思い思いに憩い、くつろぎ、集うような緑地」を指す。





■図-7：周辺主要プロジェクト

○周辺プロジェクトの中心に位置する本公園は、近隣市町を含む広域都市圏の中核として、一層の魅力化、機能の強化を図るとともに、非常時においても都心機能を維持し、防災中核拠点として、また来街者等も含め多くの人々の安全を守る拠点として、未来の神戸のまちづくりに先導的な意義を持つ。



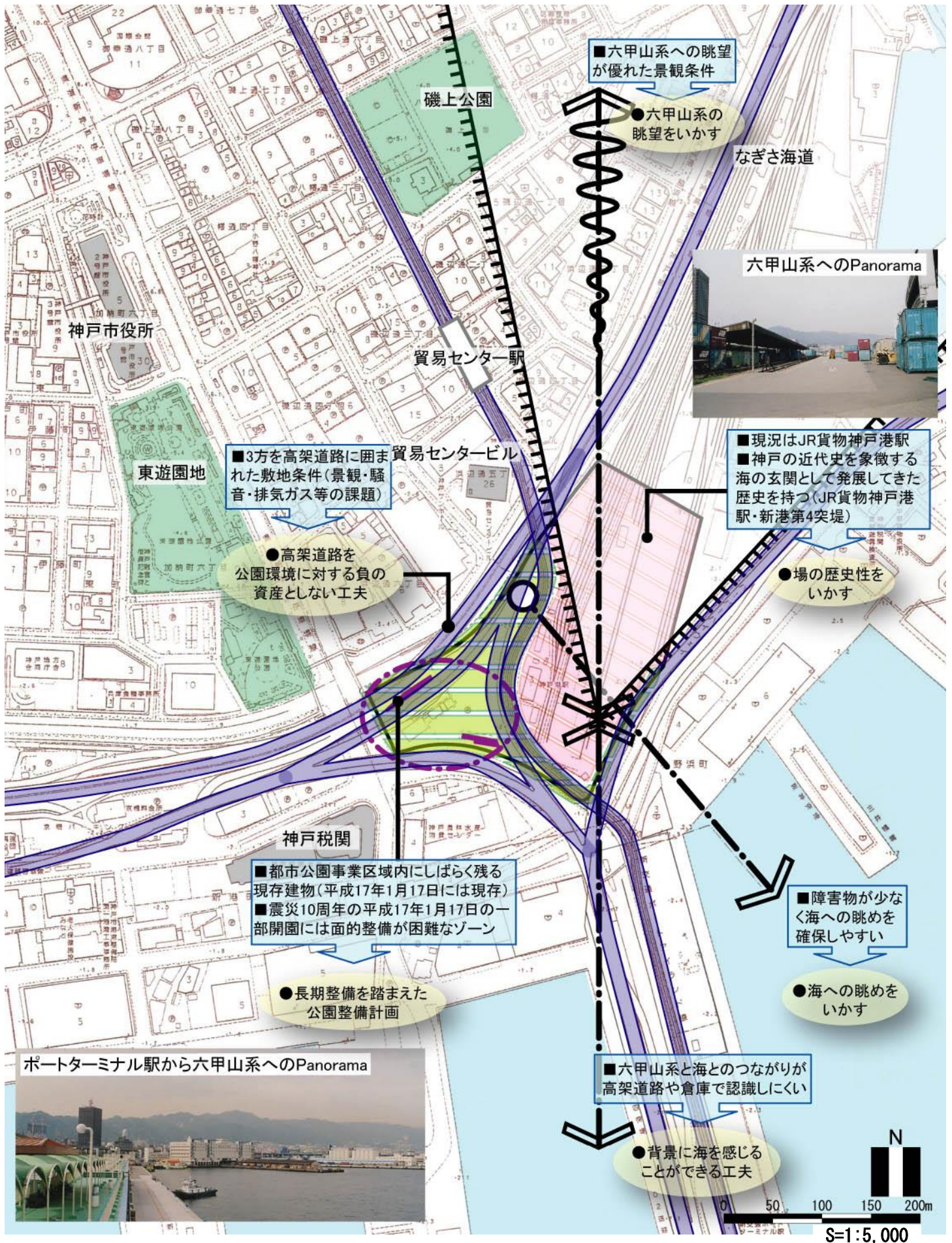






■図 - 9 : 現況及び景観等の条件と整備課題

○本公園は、3 方を高架道路に囲まれているなどの課題があるものの、六甲山系への優れた眺望や都心のウォーターフロントに立地する魅力、神戸の近代史を象徴する歴史性などをいかすことができる。





■図 - 10 : 連携等の条件と整備課題

○都心に生まれる貴重な大規模空間として、周辺地域と連携するとともに、公園と周辺地域の魅力的な活性化が大切となる。



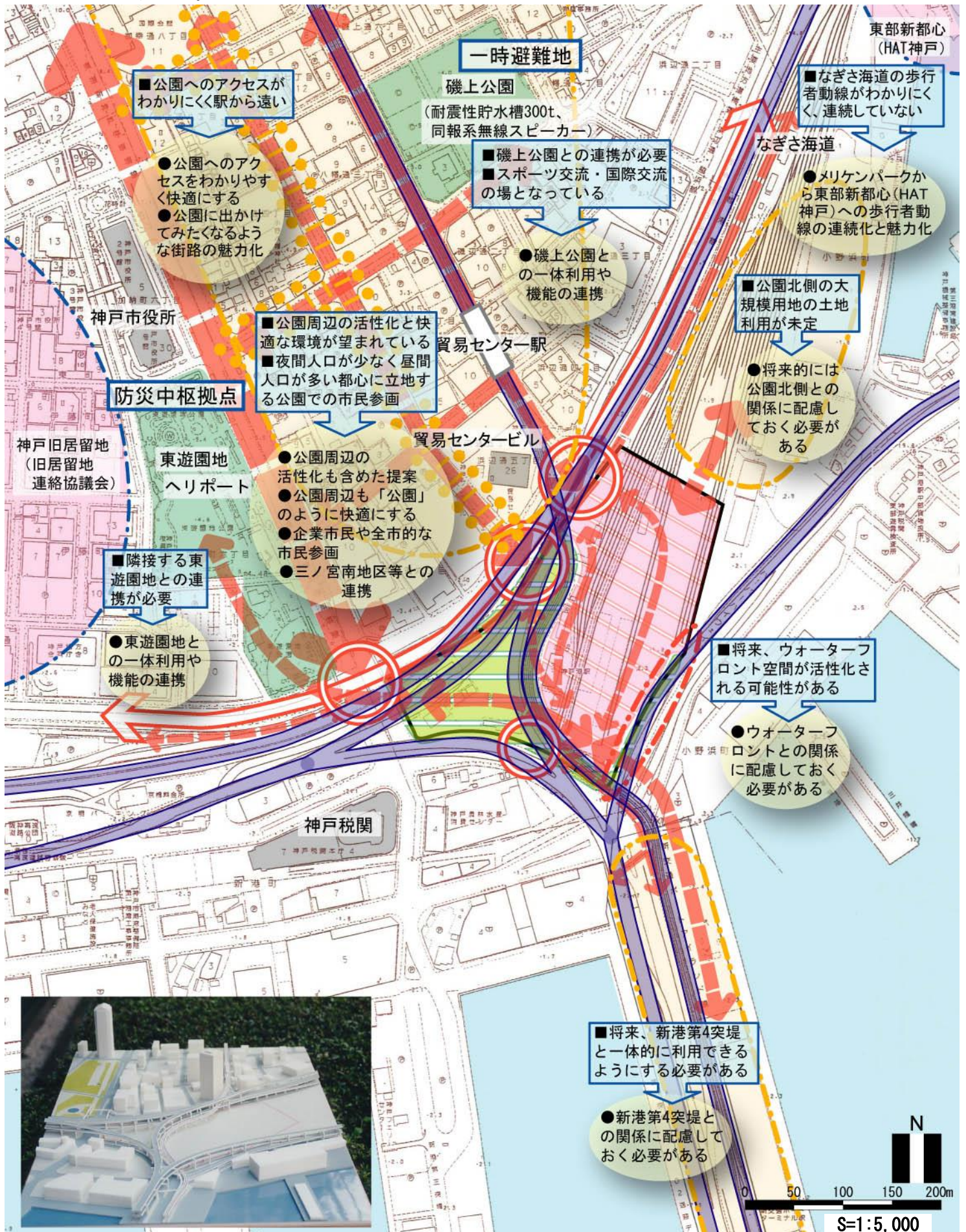






■図 - 12 : 周辺の総合的な条件と整備課題

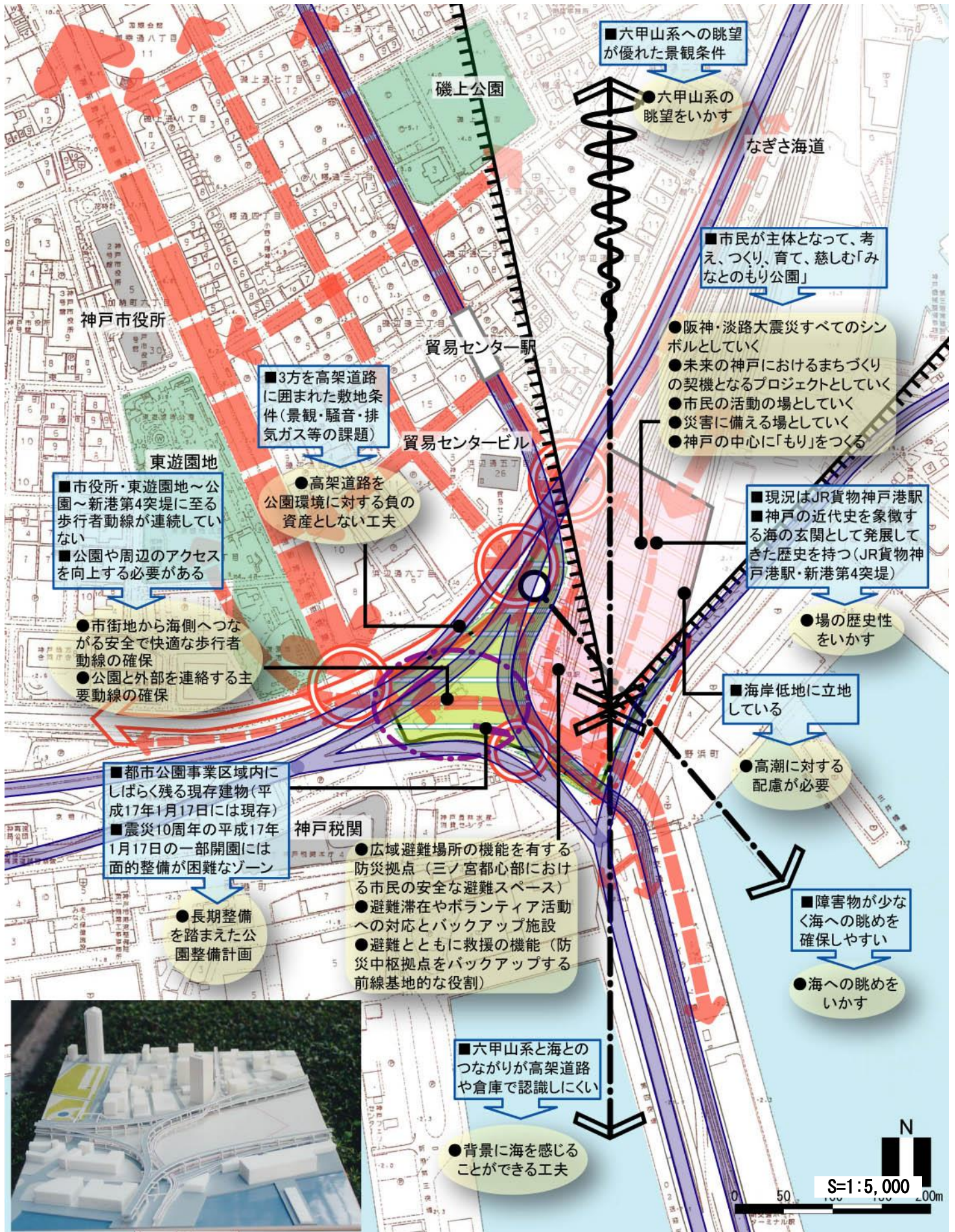
○本公園は、都心の貴重な緑地空間として市民・企業・行政の協働による周辺地域との連携や関係が特に重要となる。





■図 - 13 : 公園の総合的な条件と整備課題

○本公園は、長期整備を踏まえ、高架道路や防災機能に配慮するとともに、港や六甲山系への眺望や場の歴史性をいかし、市民が主体となって、考え、つくり、育て、慈しむ「もり」とすることが大切となる。





■眺望を楽しむ



■にぎわい





■遊び



■つどい

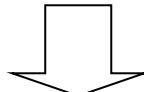




■ 日常の風景と災害の風景



日常



災害時

(たすけあい)



## ＜参考資料＞

1. 神戸市公園緑地審議会規則
2. 神戸市公園緑地審議会公開傍聴要領
3. 諮問書
4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿
5. 審議経過

# 1. 神戸市公園緑地審議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第2条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は30人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

## (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般市民代表者
- (3) 市会議員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

2 学識経験者及び一般市民代表者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者及び一般市民代表者のうちから委嘱される委員は、再委嘱されることができる。

4 市会議員のうちから委嘱される委員の任期は、市会議員の当該職にある期間とする。

5 関係行政機関の職員のうちから委嘱される委員及び市職員のうちから任命される委員の任期は、当該職にある期間とする。

6 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要のあると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (部会)

- 第7条 審議会は、次条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、その定めるところにより部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
  - 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 5 第4条第2項、第5条及び前条の規定は部会について準用する。

### (風致地区内建築等審査部会)

- 第8条 審議会に、風致地区内建築等審査部会を置く。
- 2 風致地区内建築等審査部会は、風致地区内における建築等の規則に関する条例(昭和45年4月条例第32号)第7条の規定により審議会が市長から意見を聴かれる事項のうち審議会が全体の議決を経る必要がないと認めるものについて調査審議する。
  - 3 前項に規定する事項については、風致地区内建築等審査部会の議決をもって審議会の議決とする。
  - 4 風致地区内建築等審査部会が議決を行ったときは、風致地区内建築等審査部会長は、次の審議会の会議においてこれを審議会に報告しなければならない。

### (幹事及び書記)

- 第9条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。
- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
  - 3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。
  - 4 書記は、幹事の命を受けて、審議会及び部会の事務に従事する。

### (庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

### (雑則)

- 第11条 この規則の定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年7月5日から施行する。(風致地区内建築等審議会規則の廃止)
- 2 神戸市風致地区内建築等審議会規則(昭和46年4月規制第18号)は、廃止する。



## 2. 神戸市公園緑地審議会公開傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神戸市公園緑地審議会規則第11条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

### (傍聴の手続)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

### (傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

### (通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

### (傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は20人とする。

### (傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険物を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者。



#### (傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きその他これらに類する物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由により会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

#### (撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

#### (傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

#### (係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

#### (違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

#### 附則

#### (施行期日)

この要領は、平成13年4月16日から施行する。

### 3. 諮問書

神建公計第 016 号  
平成 13 年 4 月 16 日

神戸市公園緑地審議会

会長 近藤 公夫様

神戸市長 笹山 幸俊

## 諮 問

震災復興特定事業として、整備をおこなう神戸震災復興記念公園について、  
次のとおり諮問いたします。

## 記

市民に親しまれる神戸震災復興記念公園について

＝震災復興記念公園における市民参画のありかた、  
どのような公園にしていくべきか。＝

## 4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿

氏名	役職	公園計画部会
荏原 明則	神戸学院大学法学部教授	
菰刈 緑	大阪府立大学社会福祉学部助教授	○
◎近藤 公夫	奈良女子大学名誉教授	○
末吉 崇暁	関西大学文学部教授	○
杉本 正美	神戸芸術工科大学教授	◎
田中 泰雄	神戸大学都市安全研究センター教授	
増田 昇	大阪府立大学農学部教授	○
○安田 丑作	神戸大学工学部教授	○
鈴木 洋子	生活協同組合コープこうべ	○
中村 登	連合神戸地域協議会副議長	
妹尾 美智子	神戸市婦人団体協議会専務理事	○
高畑 政夫	神戸商工会議所理事	
山口 淑美	神戸市青少年団体協議会副会長	○
安達 和彦 (岡島 亮介)	都市建設委員会委員長	○
小林 るみ子 (加納 花枝)	都市建設委員会副委員長	
上田 健	県土整備部まちづくり局長	
辻井 剛	環境局長	
松下 綽宏	都市計画局長	
西川 靖一	住宅局長	
安藤 嘉茂	建設局長	○
<b>【臨時委員】</b>		
天川 佳美	花みどり市民ネットワーク世話人	○
一木 大二	中央葺合防災福祉コミュニティ代表	○
金田 資郎	都市基盤整備公団公園緑地部長	○
中島 克元	まちづくり協議会連合事務局長（松本地区）	○
新渡戸 素	三ノ宮南自治会会長	○

※順不同、敬称略。

※氏名欄の◎印は会長、○印は副会長。（ ）書は前任者。平成13年11月5日現在。

※公園計画部会欄の◎印は部会長、○印は部会に属する委員。

## 5. 審議経過

会議名	開催日	場所
第16回神戸市公園緑地審議会 ○風致地区内建築等審査部会 ○緑化部会	平成13年4月16日	神戸市役所1号館 23階AV2会議室
第1回公園計画部会	平成13年5月29日	神戸商工貿易センター 26階第1会議室
第2回公園計画部会	平成13年7月24日	神戸市役所1号館 14階AV会議室
第3回公園計画部会	平成13年8月30日	神戸市役所1号館 23階AV2会議室
第4回公園計画部会 第17回神戸市公園緑地審議会	平成13年10月19日	神戸市役所1号館 23階AV2会議室